

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

※計61の個人・団体から御意見をいただきました。

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
1	全体	手話言語条例案につきましては大変結構なことと存じます。賛成いたします。 ①私的感想ですが、手話が禁止されていた頃、ろうあ者の人たちと交流したことがあります。文部省の禁止にひどく皆さんが怒っておられたことがありました。当事者の方々は、通達を無視して手話を使って生活されて現在があるのでしょう。 ②手話は、耳が遠くなった高齢者や知的障がい者にも日々の暮らしに役立っていることを感じています。公民館活動や老人会運動に拡大すべきだと考えます。	御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。
2	全体	「福岡県手話言語条例」が制定されますことを希望します。 親戚に聴覚障がい者がいて、現在手話学習中の者です。過去聴覚障害者の方々が手話学習が禁止され、平等に情報が得られない多くのご苦勞を知りました。又現在の社会の中でも、聴者中心の不平等の中で生活されておられることを実感します。英語等の言語と同じく、聴覚障がい者のコミュニケーション手段である手話も1つの言語として認められることを願います。テレビの会見等でも一部手話が付きますが、画面の隅に小さく映るのみ。高齢者は見えません。言語条例が制定され、もっともっと環境が改善されていくことを願います。宜しくお願い致します。	御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。
3	全体	福岡県でも手話言語条例が制定されようとしていること、一ろう者として、とても嬉しく思います。 手話言語条例が制定され、聴覚障害をもつ子供、大人、その家族にとって、より生きやすい福岡県となりますように。公表の際には匿名にさせていただきますよう、お願いいたします。	御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。
4	全体	この度条例案の作成にあたり従事いただいた皆様に心より感謝します。日頃から条例制定を願う関係各位の強い気持ちを汲み取っていただき、それを土台として、このような条例案作成につながったことをとても嬉しく思います。一日も早く施行されることを願います。 待ちに待った条例案で、異を唱える理由は見つかりません。細かい要望については、施行された条例の定める範囲で改めて検討して、共生社会を涵養すればよいと思います。手話は私たちにとり大切な言語です！と言える福岡県になると嬉しいです。時間がかかった分だけ尊いです。だからこそ、この条例をもとに県民の皆さんと手話を大切にはぐくみたいと思います。 社会と手話のマッチングを目指して手話を広める活動をしています。私たちを大きく成長させてくれたこの福岡に条例が制定され、さらに誰もが暮らしやすい社会になることを願っています。どうか条例の施行をお願いいたします。これからも手話の魅力と必要性を発信していき、「手話って何？」から「thank you」と同じようにみなさんが知っている言語に手話に変化していくといいなと思っています。	御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
5	全体	<p>私は、手話学習歴1年の初心者です。しかも、手話の歴史を学んだのは全国手話検定試験を受験するに際しての5か月・一冊の教材で机上の学問に過ぎません。具体的に、条文を読んだわけでもなく、こんな私が手話言語条例について書くのは論外な事なのですがこの1年で経験し学んだ中で感じたことを書かせていただきます。まず、手話の歴史を学び何も知らない学習者が驚くのは、『手話が禁止』されていた時代があったことです。日本人が日本語を話すように、ろう者が手話を使うことは当たり前だと考えていました。手話が排斥され口話法が主流になり、それは、遠い過去の事ではなく、友人も、ろう学校で口話法をうけていたそうです。その社会の中で、手話が言語であると認められるに至ったことは、ろう者の筆舌に尽くしがたい努力があったことだと思います。福岡県が、手話言語条例を制定する方向にあることは素晴らしい事だと思います。手話と言うと、直ぐに鳥取県を思い浮かべますが、手話言語条例が制定されればハード面が整いますがソフト面が、充実しなければ意味が無くなります。</p> <p>仕事を持つ友人が、朝礼の時に『幽霊』になっているとラインに書いていました。朝礼は、会社のノルマや重要な連絡事項が話されているにも拘わらず、手話通訳がつくわけでもなく無駄に時間が過ぎていくそうです。手話が、まだまだ普及されていない現在、社会の中で手話が出来る人は限られています。近年、映画『コーダ愛の歌』『ラブライフ』つい先日までのドラマ『サイレント』の影響で、手話に興味を持つひとが増えつつあります。私の住む町でも手話講座を開催したところ参加者多数で盛況だったと聞いています。この現象は、過去にもあったことで、これを一時的なものにしてはいけません。学校で学んだ英語でコミュニケーションをとりたいと思うのと同様に、手話と言う言語を使って、ろう者とコミュニケーションをとりお互いを高めあい、フォローしあうのがベストな状態であると認識すべきだと考えています。</p> <p>ろうの友人が、来福した初日、福岡ドームに落とし物をしたのです。翌日、案内所に受け取りにいった時の話です。無事に受け取った帰り際受付の方が手話で『ありがとう』と、表現してくれたのを友人はみて喜んでいました。</p> <p>また、知り合いのろうの男性が、転職した職場の同僚が『おはよう』『お疲れ様』と少しずつ手話を覚えてくれる環境に満足してました。手話が言語として認められても、急にろう者にとって良い環境にならないことは彼らは知っています。</p> <p>それ故、社会から聴覚に障がいを持つ人が不自由のないように変わらなければならないと思います。上野駅に、実証実験としてエキマトペがありました。実際にみたわけではありませんが、音を文字に変換し情報を提供すると言うことは、福岡でもしてほしいと思います。また、コンビニでも、シートを使っての伝達手段が普及されソフト面での整備も少しずつ整い始めています。今後、あるべき社会を考える時、手話と言う言語をもつ人と、共に考え、何が必要か、何を整備すべきか具体的に作りあげていくべきだと思います。現状、福岡はインバウンドで成り立っている県だということか韓国語・英語・中国語の表記はみられますが聴覚に障害を持つ人に対する手段は成されてないと思います。手話言語条例を制定するにあたって、東京・大阪に次ぐ県として、全ての人に優しい理解のある県になってほしいと願っています。共に、平等に参画できる社会福岡になってほしいと思います。手話言語条例を制定することにより、手話は言語であることを県民に伝え、多くの人が手話に理解を深めていくことを願います。私も、手話初心者・学習者として、手話を通して成長したいと思います。</p>	<p>御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>
6	全体	<p>全体的に賛成です。個人の障がいの特性に応じた方法でコミュニケーションが円滑にとれる環境づくりをお願いします。地域で安心して生活ができる社会(環境)にするためには、聴覚障がいについて知ってもらうことが大事だと思います。</p>	<p>御意見を参考に、手話を使用しやすい環境の整備に取り組んでまいります。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
7	全体	<p>手話言語条例に対して反対します。 (特に教育現場においては除外の扱いにしていきたいです。現場の裁量に任せていただきたいと思います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいの方の生きる力を考える上で日本語の獲得は重要な課題です。学校教育の目的も第一義的には日本語の習得です。手話には標記できる文字という形態がありません。日本語の習得ができないと筆談もできません。 ・手話を使ってコミュニケーションをとっても、聴覚障がい者自身が日本語の言語体系を持っている場合とそうでない場合には違いが生じます。言語体系を持っていないと意思疎通がうまくいかないです。 ・日本語の言語体系を持っている人は、日本語の文法に併せて単語レベルで手話を使っていく事になります。手話(=身振り、ジェスチャーに近い手話)しか分からない方には通じないことが多いです。そういう方には、健聴者が手話で話しても通じないし、また、健聴者も十分に意味をとることができません。このような場合には、健聴者の使う手話を更に通訳してくれる方(例えば、両親ろうの過程で育った健聴者の方など)が必要となります。 ・日本語の言語体系を持っているかどうかが意思疎通のカギになってくると思います。単に聴覚障がい者に対して手話を用いれば良いということではないようです。手話にも日本手話、日本語対应手話、中間的手話があるようです。その違いは私にもよく分かりません。 ・日本語の言語体系を作るには、0～5歳の教育が重要で、その結果で聴覚障がい者の予後が決まっていくでしょう。北九州市、福岡市には難聴幼児通園施設があり、既に30年から40年の実績があります(聴覚活用と母親法)。福岡県では、やと令和3年に乳幼児聴覚支援センターが開設されました。 ・都市部では8割以上の聴覚障がい児が普通学校に進み、健聴者と同様に普通高校、大学へと進学していく人が出てきます。教員、公務員になる方もいます。また、いろいろな資格を取得できる力を持っています。筑波大学付属ろう学校(口話教育)の出身者が薬剤師になったり、筑波大学医学部を出て医師となった先天性の高度難聴者がいます。口話教育の結果です(学齢期を過ぎてから大学の手話サークル等で手話を学ぶ方が多いようです) <p>・「0歳から5歳の教育のあり方で医師になるだけの学力を持つ」それを望める時代になったと思います。福岡市からも教員免許を持つ先天性の聴覚障がい者が出ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県の問題はこの地域格差です。 ・なぜ、今、手話教育なのでしょう。 ・権利条約の批准から、「社会モデル」への転換が広がり、「社会の側が壁を取り払うべきだ、社会の側が障がい者を丸ごと受け止めるべきだ」といった考え方があります。それが高じて、極論かと思いますが、聴覚障がい者の母国語は手話であるから、日本語を押し付けられるのは人権侵害である、社会は聴覚障がいを丸ごと受け止めるべきで、補聴器をつけさせるべきでないといった風潮があります。 ・この条例が、このような風潮を助長することが無いように願います。 	<p>手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産です。</p> <p>本県条例は、手話を必要とする方々が安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、手話を獲得し学ぶ機会の確保等をはじめ、手話を使用しやすい環境の整備についで定めるものです。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
8	前文	<p>意見 以下の下線部を追記頂ければ、なぜ、今条例が必要であるかが明確化します。</p> <p>障害者の権利に関する条約(平成二十六年条約第一号)において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)においても、言語には手話が含まれることが明記されている。</p> <p><u>さらに、昨年の国連による政府審査では、日本手話を国レベルの公用語として、法律で認め、生活のあらゆる場面で手話へアクセスとその使用を促進し、有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保することを求めているものの、手話言語法制定に向けての検討までには至っていない。</u></p> <p>2022年、権利委員会から以下のような勧告があっているため。 第21条以下についての委員会は、締約国に勧告する。 46.(C) 日本手話を国レベルの公用語として、法律で認め、生活のあらゆる場面で手話へアクセスとその使用を促進し、有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すること。</p>	<p>障害者権利条約にかかる国連の権利委員会による総括所見に対し、現在、国の対応が示されていないことから、県条例に盛り込むことは困難であると考えています。</p>
9 10 11	前文	<p>「ろう者の意思疎通を行う権利が尊重され」について、「ろう者の「いのち」である手話が言語であることが尊重され」としてほしい。</p> <p>に修正していただきたい。【同様意見:他2件】</p> <p>手話言語条例に“意思疎通を行う権利”とすると、手話が言語であることを諷う意味が弱まる。「意思疎通」は言語機能の一部分にすぎず、「手話言語条例」の理念は「意思疎通」という限定された言語機能についてではなく、手話が言語であることそのものが広く県民に理解されることにある。手話は言語だからこそ、条文にある「ろう児やその家族が手話を獲得・習得できる環境整備」につながる。手話はろう者の「いのち」だからこそ、手話が尊重される社会は安心して生活できる社会となる。手話言語の5つの権利 ①手話言語を獲得する ②手話言語で学ぶ ③手話言語を学ぶ ④手話言語を使う ⑤手話言語を守る を盛り込んだ条例であるべき。</p>	<p>多様な意味を持つ「いのち」という語句を条例で使用することは避けた方が望ましいと判断しました。</p> <p>代わりに、御意見の趣旨を踏まえ、前文に「手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産」と明記しました。</p>
12	前文	<p>前文及び1条「ろう者の意志疎通を行う権利」→「ろう者が情報を取得・発信する権利」(理由)「ろう者が安心して生活することのできる共生社会」を実現するためには、例えば17条の災害時にもあるように、「意思疎通」だけでなく、広く発信される情報を確実に入手(取得)したり、自ら広く情報発信したりする権利も保障される必要があるため。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産」と明記し、「手話を言語として明確に位置付けるとともに、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指」すと規定しました。</p>
13	前文	<p>尊重され、の後に「必要な情報を的確に取得する」という一文を加えるのはどうでしょうか。</p> <p>意思疎通の権利を尊重されるのはとてもうれしいです。それに加えて、起きている情報を的確に取得できることが安心につながると思います。この一文を前文に入れることで全条文の解釈の基準にもなると思います。ご検討ください(手話言語とは異なるのかもかもしれませんが)</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、前文に「手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産」と明記しました。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
14	定義	<p>第二条二号の「ろう者」の定義は、辞書にある一般的な意味よりも狭いものとなっているようだが、条例によってこのような意味を持たせることに違和感を覚える。 一般人が通常理解している言葉で表現した方が県民に受け入れられやすい条例になるのではないか。</p>	<p>本県条例では、手話の普及等を図るため、聴覚障がいのある人のうち手話を使う人をろう者として定義しています。</p>
15	定義	<p>条例案を拝見いたしましたところ、私が思わんとするところはほとんど網羅されており、貴職のご努力に敬意を表するところ です。 1点だけ申し上げるならば、手話言語を獲得した後に失明したような、いわゆる「もうろう者」(盲聾者)に対する配慮について 言及がされていないように見受けられますので、この点についてご検討いただければ幸いです。 昨今において、ろうあ者の多くは高齢化しており、それに伴う疾患等によって失明するリスクも高くなっている現状があると 思料いたします。 手話言語を母語として獲得し、その後失明等により一般的な手話通訳等によっては十分なコミュニケーション手段の保障が 困難なもうろう者に対しては、1対1による「触手話」などによるコミュニケーションの保障が求められることとなります。この ような点にご留意いただき、福岡県手話言語条例においてはもうろう者に対しても何らかの形でコミュニケーションを保障し ていくことを盛り込んでいただければ幸いに存じます。</p>	<p>本県条例では、ろう者を「聴覚障がいのある人のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営むもの」と規定しており、視覚障がいを併せ持つ盲ろう者も含んでいます。</p>
16	定義	<p>対象を「ろう者」としているが、難聴者、中途失聴者、人工内耳装用者などもぜひ加えて欲しい。 手話を必要としているのは、ろう者だけではない。 もっと広く言うと、聴覚障がい者だけではないと感じる。</p>	<p>本県条例第2条2号において、「ろう者」を「聴覚障がいのある人のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者」と定義しており、難聴の方等も含んでいます。</p>
17	定義	<p>…聴覚障害のある人のうち、幼児、児童、または生徒をいう。 ここに「乳幼児」「学生」も追加してほしい。 0才から継続して手話を獲得し、手話を学び、手話で学ぶ環境が必要なため。</p>	<p>御指摘の「聴覚障がいのある児童等」は、第13条の学校における手話の普及の条文のみで使用しているため、乳児を除いています。</p>
18	定義	<p>「ろう者」「聴覚障がいのある人」など表現が統一されていない。 手話を使用するのはろう者だけではないので、「聴覚障がいのある人」若しくは「きこえない・きこえにくい人」で統一していただきたい。</p>	<p>条例では明確に定義する必要があるため、「聴覚障がいのある人」と「ろう者」をそれぞれ定義したところです。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
19	定義	<p>この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。 この条例において「手話通訳者等」とは、手話通訳を行う者その他のろう者とうろう者以外との意思疎通を支援する者をいう。</p> <p>聴覚障がいのある人やろう者は日常生活の中で手話言語でコミュニケーションをとっている。手話通訳者も手話言語で通訳したり、コミュニケーションをとる仕事。定義に入れる必要があると思います。「手話の普及など」は県民や市民に手話を普及し、理解してもらうことも必要で、「手話通訳者等」と共に入れたらどうでしょうか。</p>	<p>本条例では、手話通訳者は第12条にその確保養成を定義しており、定義規定を設ける必要までではないと考えております。</p>
20	定義	<p>聴覚障がい者、ろう者という言葉が統一されていない。医学モデルでなく、社会モデルに応じた考えに基づき、聞こえない、聞こえにくい人を統一すべき。</p> <p>身障手帳を持っていない聞こえにくい人もいて、手話を使う、学ぶ人もいるため、社会モデルに応じた、聞こえない、聞こえにくい人にしていただきたい。</p>	<p>条例では明確に定義する必要があるため、「聴覚障がいのある人」と「ろう者」をそれぞれ定義したところです。</p>
21	定義	<p>幼児の前に乳幼児を入れた方が分かりやすいのではないのでしょうか。 第9条には乳幼児期からの標記があるので統一した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘の「聴覚障がいのある児童等」は、第13条の学校における手話の普及の条文のみで使用しているため、乳児を除いています。</p>
22	県の責務	<p>県は、「ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。」とされているが、「ものとする」は、「しなければならない」という完全な義務付けより弱いニュアンスではあるものの、県に一定の義務付けを行う規定ぶりとなる。当該条項は「責務」規定ではあるが、県は施策の実施における柔軟性を失い、対応に苦慮することになるのではないか。</p> <p>「事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」の除去について必要かつ合理的な配慮」について、「一切のもの」の除去を行うことが真に可能なのか疑問である。</p> <p>特に、「観念」の除去については、不可能であり、違法性を帯びるのではないか。</p> <p>人は内心においてどのような「観念」を抱こうと自由であり、国家自治体を含むはそれを制限したり、禁止したりすることは許されない。</p> <p>どのような「観念」であれ、それが内心の領域に留まる限りは絶対的に自由である。なお、「観念」が、内心に留まらず 外部的行為となったときには、制限されることがある ことはいうまでもない。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)により、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うことが行政機関の義務となっており、本県条例の社会的障壁の表現は、同法の定義と同様です。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
23	施策に対する御意見	<p>① 第5条(市町村の役割) 手話を使用しやすい環境整備に当たっては、第7条の場合申し入れがあれば、市町村に登録している手話通訳者を無償で派遣する。 ➡事業者もサービスや雇用の面でどうしていいかわからないことも多いと思います。また、通訳派遣登録者を活用することで、通訳派遣登録者の活動が増え、その様子を見て社会が必要性感じ、手話に対する認知度も増えていくと思われます。</p> <p>② 第7条(事業者の役割) ～手話の使用に関して「通訳派遣登録者を配備する等」配慮するよう～ ➡上記同様の趣旨です。</p> <p>③ 全て読みましたが、これまでと同じ部分(通訳者の派遣支援)であったり、全体的に協力・努力義務であることは、聴覚障がい者にとって何か良い方向に変わるのか、よくわかりません。</p>	<p>①② 手話通訳の派遣事業は、各市町村が地域の実情に応じて実施していることから、県条例において、無償派遣を義務付けることは困難であると考えます。事業者に対しては、県の施策等を通じて手話通訳の意義や効果を周知することで、その利用促進を図ってまいります。</p> <p>③ 条例では、既存の取組も含め基本的事項を網羅的に規定しています。また、県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めてまいります。</p>
24	施策に対する御意見	<p>2歳の聴覚障害児童男児を持つ親です。今回の動きありがとうございます。心より感謝いたします。手話を広めたいと心底思っております。</p> <p>息子は、一歳になる前から言葉を話すことは難しいと言われており、現在やはり言葉を話すことはなく、手話で会話していません。しかし、親が完全には手話を理解していないので通じ合わないという壁に日々ぶつかっています。家庭内でもそうなので、もう少し大きくなって社会に出ると、ものすごく高い壁にぶつかると思います。県民の皆さんに少しでも理解が広がれば幸いです。</p> <p>2歳から地域の保育園に通っていますが、受け入れてくれた保育園は家の近くの保育園ではありません。家の近く保育園に通園の相談をしたさいに「意志疎通がとれない子は難しい、健常児じゃないと難しい」とはっきり言われ断られました。公園で遊んでいると、興味ありげにこちらをずっと見てつけてくるお母さんがいました。私と子供が手話で会話している時に「何歳ですか？もう手話ってできるんですか？すごいですね」と、笑いながら言われました。言葉は使えないので手話で会話をしていただけでした。親戚の家に行くと、初めて会う小学三年生位の男の子から「しゃべりきらん小僧！歩ききらん小僧！」と何度も何度も、うちの子供は言われていました。その場にいた大人は気まづそうにしていただけでした。小学生の子の前でそのような事を大人が話していたみたいです。</p> <p>まだまだ沢山のエピソードはあります。ただただ悲しかったです。まだまだ難しい課題はいっぱいです。</p> <p>手話を広めたいです。理解を広めたいです。ろう学校を充実していただきたいです。私の息子が利用しているろう学校では、実際にろう者が手話を教えてくれていますが(手話を学ぶ上で一番いい勉強方法です)来年度からは予算の関係でこの方たちが働きにこれないかもしれないと聞きました。</p> <p>とても残念です。どうか、続けていけるようお願いします。</p> <p>また、福岡県の市役所や公共の場に、筑波大学で造られた「シースルーキャプションズ」を置いてほしいです。他に、テレビの字幕についてです。</p> <p>CMも増えてはきてますが、全然まだまだです。地方番組の夕方のニュースではRKBだけが短時間ではありますが字幕をつけてくれています。</p> <p>自分の地域のニュースは、そこだけでしか知り得ません。長文すみません。よろしくお願いいたします。</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
25	施策に対する御意見	<p>①手話は日本語と同じく言語として認められたのであれば、行政のお知らせなども文字のみで発信せず動画を使用し、手話で発信して頂きたいです。</p> <p>②手話を学びたい方がすぐに取り掛かれるように、手話奉仕員養成講座などはもっとホームページの目につくアイコンなどで表示したり、SNSを使って発信して頂きたいです。</p> <p>③奉仕員が継続的に手話を続けていけるように、オンラインの手話サークル活動などを企画して頂きたいです。</p>	御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。
26	施策に対する御意見	<p>第二条・四 事業者の定義に、医療施設を含むと具体的に入れて欲しい。</p> <p>第十七条で「県は災害その他の非常事態において」とあるが非常事態には急病も含まれることも具体的に記し、ろう者の急患対応のために、救急病院又は、総合病院には24時間体制で手話通訳者を常駐させる必要があることも盛り込んで欲しい。</p> <p>第十三条の学校における手話の普及について、今ある内容とは別に、看護学校でも、現場でろう者の患者と関わる可能性を考慮し、手話言語の教育が必要であることを明記して欲しい。</p> <p>ろう者が病院を利用する場合、事前に手話通訳者をお願いして一緒に行くという体制なので、急病の場合は、大変困っている。いつでもろう者が安心して治療が受けられる医療体制をお願いしたい。</p>	本県条例における「事業者」には、御指摘の医療機関等も含まれます。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
27	施策に対する御意見	<p>「手話通訳者の確保、養成等」 通訳者が足りないにも関わらず、県の手話通訳者養成講座は1か所で行われていません。市町村とも連携し数ヶ所で養成講座が実施されることを望みます。</p>	御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。
28	施策に対する御意見	<p>第十四条について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい児やその保護者に対してどのような支援が必要なのか、どのような支援があったら良かったかなどを、保護者や支援をしている乳幼児教育相談の担当者にヒヤリングなどをしてほしい。 ・乳幼児教育相談の充実について ・聴覚障がい児を2人育てていますが、生まれてすぐに聞こえないと分かり紹介された大学病院や療育施設によって情報の偏りがあると感じます。聞こえないと分かった時に様々な情報の中から我が子に合う療育方法を選択出来ていたらと思うことがありました。どのような支援が切れ目のない支援に繋がるのか、ぜひ保護者や担当者の話を参考にしたいです。 ・乳幼児教育相談に、聴覚障がいがある教員やスタッフがいることで、乳幼児期から手話に触れることができ、親子のコミュニケーションも獲得できます。 <p>ですが、今の乳幼児教育相談は充実しているとは言えないと思います。</p> <p>ぜひ、県内の全ての聴覚特別支援学校で充実した乳幼児教育相談が受けれるように、乳幼児教育相談に聴覚障がいがある教員やスタッフの配置をして、切れ目のない支援をお願いします。</p>	御指摘の内容につきましては条例第14条に基づく施策の参考とさせていただきます。

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
29	施策に対する御意見	<p>福岡県手話言語条例に関して早急に制定して欲しいと思っています 内容についてですが見た目で聞こえないという事がわかり辛くコミュニケーションに障がいがあるので困っている事や意見を伝えるのが難しいです 合理的配慮という言葉は一見前進したように感じますが伝える事が難しい障がいなので配慮して欲しい事を要望として出すのがハードルが高くほとんどの人が遠慮しがちだと思います 同じ県民で等しく情報を取得できるよう、せめて公的な講演会やニュース等のメディアで伝えられる事には要求をしなくても当たり前の手話通訳がつくようにして欲しいです、その手話通訳がついているのを県民が当たり前のように思うことが啓蒙活動にもなると思います また、公的な受付などで常設の手話通訳を設置するのは難しいと思いますので昨年サービスが始まった電話リレーサービスを常に利用できるよう設置して欲しいです 同じ福岡県民として聞こえる人と等しく情報を取得でき日常生活を送れるように手話通訳や電話リレーサービスの設置を条例に盛り込んで欲しいです</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
30	施策に対する御意見	<p>1.いろいろな場面において手話だけではなく、要約筆記も共に配置できるようにしたい。 2.幅広くいろんな場所にコミュニケーションボードの設置をして欲しい。 これにより指差しによるコミュニケーションが可となり、意思疎通支援を目的とする。 3.目で見える情報を増やしてほしい。</p> <p>1. イベントの内容によるが、主催側が聞こえない人でも関係なく依頼費が応じる。そうなった場合、どちらか選択ができないケースが発生する。 2.手話通訳・要約筆記を派遣するまで時間が応じる。または人数不足により不可な日もある。それをカバーするようにコミュニケーションボードや、翻訳ソフトなど設置を要望する。 3..聴覚障がい者は目で情報を拾っている。命に関わる病院・災害・事故、日常生活など幅広く目で見える環境のバリエーションを増やすことにより、聴覚障がい者も社会で生活が送れるようになる。</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
31	施策に対する御意見	<p>聴覚障がい者の日常生活の勉強会を行う機会を増やしてほしい。また、毎年行政の新入社員に対して必ず勉強会を行うことを義務化とする</p> <p>任意では聴覚障がい者の理解のばらつきが発生する。新入社員もしくは全体の勉強会を行うことにより、聴覚障害者の正しい理解を維持することにより対応が円滑となる。</p>	<p>条例第10条第2項において、職員の手話の学ぶ機会の確保について規定しています。御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
32	施策に対する御意見	<p>手話の普及について、公的な場所に設置してほしい又は習得する機会を職員の方々に与えてほしい。手話は簡単に習得できるものではない。積み重ねが必要です。役所、消防、警察など職員の方々が理解していただき、学ぶ意欲を持っていただけることが普及にもつながるのではと思っています。</p> <p>設置(手話通訳者)があれば郎の方々は自由に好きな時に病院、学校、公的場所、職業安定所等に行ける。職安は今は月に数時間、曜日も決まっている。</p>	<p>条例第10条2項に、職員が手話を学ぶ機会の確保を規定しています。御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
33	施策に対する御意見	<p>聴覚障がい者の立場から、手話通訳者を自由に利用できる制度の充実、健聴者と同じだけの情報を保証してほしい。下記は15年前、障がい者問題セミナーで発表したものですので、是非読んでほしい。</p> <p>1 私たちろうあ者と手話 2006年(H18)12月13日に障がい者権利条約が国連総会で採択され、我が国政府も2007年(19)9月28日に署名しました。この条約には「手話が言語出る」が盛り込まれており、私たちろうあ者の言語である手話は日本語や英語と同等の言語であることを認めたものとしては、要約といった感じです。今では、手話を知り、理解し、使えるという健聴者も増えてきています。それは、全国47都道府県のどこでも手話サークルがあり、行政の主催・講演による手話講座が毎年開かれるからです。あるいはテレビ手話講座も放送されます。20～30年前と比べると、各段の進歩を遂げ、私たちろうあ者の「完全参加と平等」は着実な歩みを進めています。</p> <p>2 ヨーロッパに古代から中世にかけての障がい者観は、非常に残酷なものだった。ギリシャ時代にスパルタでは障がい児を山に捨てたという記録があり、ローマでは、盲やろうあの子どもはケベル河に投げ込まれたということです。我が国においても、古い時代の人々は、障がい者を「幸薄い、不浄な者」と称して意味嫌ったものです。だから、ろう教育が始まる以前のろうあ者は、言葉の自然的な獲得や発達が難しく、コミュニケーションに恵まれないまま、社会から除け者扱いされてきたといってもよいでしょう。</p> <p>3 ろう教育に手話を わが国では、1878(明治11)年に京都聾啞院が開設され、日本でろう学校が始まりました。現在使われている手話は、この時に誕生し、今まで伝えてきたと考えればよいのでしょう。しかし、1933(大正8)年に全国盲啞学校長会議で鳩山一郎文相が「手話は国語に非ず」と訓示したことで、聞こえる世界にあわせて話せることを基本においてろう学校から手話が禁止され、戦争後の1948(昭和3)年のろう学校義務化以降も、交互による徹底したろう教育が続きました。なかには、口話ができないからといって体罰されたろうあ者もいたようです。</p> <p>欧米やヨーロッパ諸国のろう教育が、100年以上の口話教育に決別して手話を第一言語とし、その国の読み書きを第二言語とするバイリンガルろう教育に移っていると、1991(平成3)年に東京で開催された世界ろう会議で実践報告され、我が国にも大きな衝撃を受けました。現在の我が国のろう教育は、手話を言語と認識していますが、欧米やヨーロッパと比べてもその評価は低く、手話を教育手段として積極的に活用する研究も遅れています。今後は、聴覚口話法から手話を導入しての指導、児童・生徒の多様なニーズを満たす指導法をどうするかが重要な課題となる、といえるでしょう。</p> <p>4 条約に手話を言語と定義する 「夜になると、聞こえる人々の家族で、テレビを見ながら食事をとったり食後にくつろいだりしているのに、私たちろうあ者は楽しい茶の間をおさえて手話を教えるために手話サークルに行っているの。」わざわざ手話を教えるために手話サークルに行くのは悪いと言うわけではありませんが、結果的に障がいのある人となない人との間で疑問ということを持っています。私たちろうあ者は、聞こえない(情報獲得のバリア)、話せない(意思伝達のバリア)、日本語の読み書きのバリア、聞こえる人との自由な人間関係の構築のバリアなどの人間として成長していく上でのハンディ、社会生活や活動面でのハンディがあります。</p> <p>従って、我が国の責任において手話を普及し、手話通訳者を養成し、手話通訳者の資格と身分を確定し、ろうあ者と健聴者を問わず等しく手話通訳者を自由に利用できる制度は未だ不十分な状態です。それは解決すべき課題です。例えば病院で受診するとき、日本ではろうあ者が通訳を依頼しますが、アメリカでは病院側が通訳を依頼するということです。私たちろうあ者は、まず障がい者の権利条約(原文ママ)が手話を言語として定義し、ろうあ者が手話を自由に使う権利を保障することを求めます。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
34	施策に対する御意見	<p>本校の数名の職員(ろう者の教育含む)で話した点について参考として記入させていただきました。条例が制定され、多くの方に手話や聴覚障がいについての理解が進むことを期待します。</p> <p>①第2条の標記について 「一 聴覚障がいのある人 聴覚の機能の…」のように1マス空けて用語の説明をしているが、同じような用語が続き、最初に読んだときに続けて読んでしまいました。改行して標記すると分かりやすいと思います。</p> <p>②第11条(手話を用いた情報発信)・第12条(手話通訳者の確保と養成)について 現在の状況では、手話通訳者が不足しているため、養成を急ぎながら、文字情報等での情報保障も充実させていく必要があるのではないかと考えます。そのための予算措置も必要だと考えます。</p>	<p>①条例について啓発する際には、分かりやすい体裁となるよう配慮します。</p> <p>②御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
35	施策に対する御意見	<p>情報提供施設について、福岡県においては「福岡県聴覚障害者センター」がそれにあたる。現在、福岡県聴覚障害者協会に委託運営を行う形をしているが、言語条例のみならず、聴覚障害者全般における総合的な互助の理念を発展させるために、委託運営を取りやめ、県の運営とし、各種関係団体(条例では事業者となっているが)による評議員会などの形を構築し、公的な視点で聴覚障害者福祉の推進を行うようにするべきであると思われる。手話は言語である以上、「ろう者」だけの問題として捉えると視野が狭くなる恐れがある。</p> <p>現状、手話通訳派遣、触手話通訳者(ガイヘル含む)、要約筆記通訳における派遣依頼の窓口がそれぞれ異なる(市町村はそれぞれの役場ではあるが)。そのため、手話言語における事業者間との意見交換を取りまとめるための中立地点が存在していない。また、情報提供施設=聴覚障害者協会という図式が成り立つと、当該協会会員以外の当事者との差別化が発生する恐れもある。あくまで、任意団体による活動と、事業は異なるものであるため、住み分けをしないと「障害者間での差別」を助長しかねないのではないかと懸念がある(実際に難聴協会や中途失聴者協会、言語聴覚士会はセンター運営に関わっていない)。その上で手話言語及び保障確立のための環境整備を考えていくべきであると思う。</p>	<p>情報提供施設については、これまでの経緯や関係者の皆様との協議を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>
36	学校における取組	<p>地域の学校で、地域の友達と一緒に学ぶことのできる環境整備は大切だと思います。その際、その学校の教師に、手話をすぐにマスターさせることで、会話を成立させるというやり方は無理があると思います。手話通訳のできる人材を、その児童生徒一人について基本一人配置されることを望みます。</p> <p>教師は、すでに現在の業務で手いっぱい、教師のなり手が居ないほど業務は多岐にわたり過重労働に苦しんでいます。努力する教師はいると思われますが、無理を重ねて十分な環境整備がなされるとは考えられません。児童生徒は、授業を受ける為だけに登校しているわけではありません。級友学友との付き合いの中で多くを学び成長します。どの場面においても通訳のできる専門担当者が同伴し、徐々に周囲にも手話による会話手段を伝授し、環境整備にも努めることのできる担当者が必要だと考えられます。</p> <p>また手話と一口に言っても、様々な種類があります。そのいくつかの手話に通じ、対象児童生徒の使っている種類の手話で通訳ができる様であってほしいと思います。</p>	<p>聴覚障がいのある児童生徒が学校で安心して学習していくためには、手話で学ぶことができる環境を整備することが重要であり、そのためには、教員が手話を習得し、その技術を向上させていく必要があると考えています。</p> <p>教員がすぐに手話を習得することは困難であると思いますが、習得のための支援を行ってまいりたいと考えています。</p>
37	学校における取組	<p>第13条2(学校における手話の普及) ➡家族に対する手話学習の機会は努力義務ではなく、学校の責務として時間を定め、もしくは開催回数を決定する等、子どもと同じように学習の場を設けるべきだと思います。また、初心者向けのみならず、高学年の児童の家族に向けて学習内容のレベルを上げる等、聴覚障がい者と共に生きていく家族をとりこぼさない内容を義務として明記すべきです。</p>	<p>条例において、学校に直接義務を課すことは困難ですが、御意見を踏まえ、ご家族等の皆さんに対する学習の提供について、学校に対する支援に努めてまいります。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
38	学校における取組	<p>私の話は、手話言語の意見とは異なるかもしれませんが、うちの娘、息子は中等度難聴で両耳補聴器を装着しています!!まだ口話でコミュニケーションをとっています</p> <p>小学生の娘は地域の学校に通っていますが、小学校では難聴への関心が薄く娘はバカ扱いをされたり、無視をしていると勘違いされて揉めたりなどを行っています。</p> <p>親としても学校には出向いていますが、地域の学校などにも、もっともっと難聴者やろう者や手話に対しての理解や関心をもってもらえる機会を増やしていただけたらいいなと思います!!</p>	<p>条例第4条第2項において、県は、県民の理解を深めるため、必要な啓発を行うものと規定しています。</p> <p>児童生徒に対する啓発や、地域のろう者や手話通訳者の協力を得て手話に関する理解を深める取組が行われるよう、学校への支援等に取り組んでまいります。</p>
39	学校における取組	<p>手話と一言で記載されてますが、言語としてろう者が使う日本手話と日本語の補助的役割の日本語対应手話がありますがどちらを指しているのでしょうか。単にそれぞれの利用しやすい方などとあやふやに位置付けてしまうと、何も変わらないと思います。</p> <p>今娘をろう学校に通わせています。手話も使っているのですが、部外者から見ると問題ないように見えると思います。しかし、教員は聴者しかいないので日本語対应手話しか見る事が出来ず、言語として手話の獲得が全く出来ていません。対应手話での日本語を獲得してしまうと、不完全な言語のみで思考したり学習しないといけなくなり、結果として学力が追いつかなくなると思います。言語である日本手話を獲得出来ていけば、今頃聴者と変わらない言語力で表現できるはずなのにと悔しくてたまりません。</p> <p>言語としての手話である日本手話を獲得するには、自然に日本語を獲得する赤ちゃんのように、周りに日本手話を使うろう者がたくさんいる環境を作り、毎日会話する必要があると思います。補助として一クラスに1人のろう者をつけるくらいの人数がいいと思います。今ろう学校では支援員などの名目でろう者がいますが、仕事は掃除や片付けです。彼らろう者から生きた日本手話を見たり学んだり出来るはずなのに、本当にもったいない人員配置だと思います。掃除などは聴者にやらせて貴重なろう者には子どもの言語獲得のために関わる機会を作ってください。ろう者は障がい者ではなく、少数派の言語をもつ人達という認識でいていただけたら嬉しく思います。</p> <p>どうかこの条例が形だけで終わらず、ろう学校に通う子どもたちに日本手話という言語を獲得させるよう動いていただきたいと願っております。意見を書く機会を与えていただき、ありがとうございました。</p>	<p>① 聴覚障がいのある人の中には、聴力を失った年齢や生まれ育った環境等様々な背景があり、手話を流ちょうに使う人もいれば、日本語に手話単語を合わせて使う人もいらっしゃいます。</p> <p>本県条例は、手話を言語として位置づけ、手話を普及することを目的にしていることから、「日本手話」「日本語対应手話」と区別しておりません。</p> <p>② 聴覚特別支援学校では、教員の手話技術に応じた研修の実施により、技術の向上に努めております。また、学校では、様々な目的のために職員を任用しますが、それぞれの任用目的ごとに業務内容が定められており、他の業務に従事することは困難であるため、御理解をいただきたいと思っております。</p>
40	学校における取組	<p>私は現在手話を習得中ですが、もっと普及すればいいと思います。</p> <p>聴覚障害は誰にでも起こりうることだし、聴覚に障害があるからといって学力とは全然関係なく単に必要なのは手話で同じ内容の教育を受けることだと思います。</p> <p>そのためには手話を口話と同じくらい駆使できる教師が必要だと思うので。いろんな場で手話を特別ではなく普通に学べるようになってほしいと思います。</p> <p>聴覚障害がやりたいことの妨げにならないように願っているのです。</p>	<p>聴覚障がいのある児童生徒が学校で安心して学習していくためには、手話で学ぶことができる環境を整備することが重要であり、そのためには、教員が手話を習得し、その技術を向上させていく必要があると考えています。</p> <p>教員がすぐに手話を習得することは困難であるとは思いますが、習得のための支援を行ってまいりたいと考えています。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
41	学校における取組	<p>「聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は」について 前文の最後の2行「こうした認識の下、ろう者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する」とあります。この主旨から、インクルーシブ教育を目指すならば、もっと積極的に「(公立私立を問わず)すべての学校の設置者は」とすべきだと考えます。</p> <p>(1) 昨年、障害者権利条約委員会から日本の「特別支援教育」はインクルーシブ教育にそぐわないと勧告を受けています。 (2) 就学指導(学校選択)では、保護者や本人の意思が尊重されます。それならば、居住区の学校の選択も当然のことですから、聴覚障がいのある児童等が通学すると分かってからでの対応では間に合いません。その観点から言えば、この文言は「支援学校や支援学級(通級)」を想定したものといえ、権利条約委員会「勧告」を前向きに受け入れたものとは思われません。 (3) 相談体制は重要ですが、学校教育のカリキュラムの中に手話を取り入れるなどより能動的な対策が求められているのではないのでしょうか。(教員養成課程の必須科目とか、国への働きかけをはじめ、施策の中で具体的な対策をお願いします。) (4) 支援学校等が果たしてきた役割や意義は、評価しています。また、(矛盾を感じながらも)現状では必要なことは理解しています。終わりに、本会は「私たちのことを私たち抜きで決めないで」の障がい当事者の声を大切にしたい社会を目指し、尽力していきたいと思えます。</p>	<p>障害者権利条約にかかる国連の権利委員会による総括所見に対し、現在、国の対応が示されていないことから、現時点で勧告を踏まえた内容を県条例に盛り込むことは困難であると考えています。</p>
42	学校における取組	<p>「学校における手話の普及」 ろう学校の教員の多くは言語としての手話を学んだことがなく、言語としての手話、日本語との違いなど理解しているものはほとんどいないと聞きます。子供たちが正しい手話を学ぶ機会を確保するためにも手話の専門の教員をろう学校に配置すべきだと思います。また乳幼児相談においても手話の必要性などを語る教員が必要だと思います。</p>	<p>聴覚特別支援学校では、教員の手話技術に応じた研修の実施により、児童生徒とのコミュニケーションや授業で必要となる手話技術の向上に努めています。</p>
43	学校における取組	<p>手話ができる人材、知識を増やすためにも通学する学校の設置者はより手話を身につけられるように工夫してほしいと思えます。 独学で本などだけで学ぶのは全く身につけません。 たくさんのろう者の方との話す(手話)が必要だと思います。設置者だけではなく、学校全体でまた子供達にもろう者と触れ合い、ろう文化を知り楽しく学ぶ機会を増やしてほしいと思えます。</p> <p>わたしの娘は中度難聴で、現在聴覚特別支援学校の幼稚部に通っています。 聴覚支援学校でさえ、職員によっても手話の力にも違いがありまた手話に対する認識のずれも見受けられます。 家族の中でも、手話の大切さの理解が違います。 もっと地域や社会の中で、ろうの方と接して手話で交流を深め、よりお互いが分かり合える世の中になってほしいと思えます。もっと聴覚障害の人、子供達が過ごしやすい環境になってくれたら良いと思っています。学校の中や地域で手話をたくさん触れ合う機会を増やしてほしいです。</p>	<p>聴覚障がいのある児童生徒が学校で安心して学習していくためには、手話で学ぶことができる環境を整備することが重要であり、そのためには、教員が手話を習得し、その技術を向上させていく必要があると考えています。 そのため、聴覚特別支援学校においては、教員の手話技術に応じた研修の実施により、技術の向上に努めています。 また、小中学校等に対しても、教員の手話習得のための支援を行ってまいりたいと考えています。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
44	学校における取組	<p>①ここで示す「学校」とは、公立・私立ともすべての学校であることを確認したい。</p> <p>②必要に応じて教育現場に手話通訳を派遣できるようにしてほしい。</p> <p>③教職員の聴覚障害に対する理解を深める研修、および手話習得のための研修等、必要な措置を講じてほしい。</p> <p>聴覚障害のある児童は、特別支援学校だけでなく、地域の学校に多く在籍している。</p> <p>聴覚障害のある児童にもっとも接する機会のある教職員たちには、まず聴覚障害とはなにか、どんなことで困っているのかを学んでほしい。</p>	<p>①ここでは公立・私立を限定しておりません。</p> <p>②③ 小中学校等に対しては、教員の手話習得のための支援を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>そのため、聴覚特別支援学校の教員の手話技術の向上に引き続き取り組んでまいります。</p>
45	学校における取組	<p>① 13条(学校における手話の普及)→(学校における手話環境の保障) (理由)「普及」は一般の県民全般(聞こえる人)に手話の理解拡大を進めるもの。 「手話環境の保障」は聴覚障がい児童等の内、手話を使い生活する者(ろう児)が手話で学び生活する環境を保障するもの。この2つの使い分けが必要と思われる。</p> <p>② 13条「聴覚障がいのある児童等が通学する学校」 この表現によると、ろう学校だけでなく、全ての聴覚障がいのある児童等が通う幼稚園・小・中学校・高校ということになる。現実的に、地域の小・中学校等の全ての担当教員が手話を学び、手話による指導を行うことを求めるのは困難であり、そもそも、地域の小・中学校等への就学を希望する保護者は手話の使用を求めていることが多い。</p> <p>代替案として、13条を(学校における手話環境の保障)とし、(定義)に「ろう者である児童等」を起こし、「ろう者である児童等が通学する学校」として、聴覚特別支援学校及び一部の(ろう児が在籍する)特別支援学級等に限定してこの内容をそのまま活用する。</p> <p>同時に、(学校における手話の普及)を別に起こして、上記10条の修正に記載した「義務教育段階からの全ての児童生徒の手話学習機会の保障」を記載してもよい。</p> <p>以上、本条例案が、「聴覚障がいのある人」と「ろう者」を区別し、主に「ろう者」への手話保障を目的としているのであれば、乳幼児期には全ての聴覚障がいのある人に手話環境を保障した上で、教育の場については一定程度の区別があってもよいと思われる。</p>	<p>①学校において普及(広くいきたる)することにより、児童等の手話環境が作られるものとの考えから、このように表現しています。</p> <p>②御指摘のような考え方もありますが、本条例では、聴覚障がいのある児童等が手話を学ぶ機会を得られるよう、その通学する学校の設置者が必要な措置を構ずるよう努めるものとしています。</p>
46	学校における取組	<p>最近ではドラマの影響もあり手話に関心を持つ人が増え大変うれしく思います。</p> <p>ただ、一時的なことではなく手話を多くの人たちが学び、習得できる環境づくりをしてほしいと思います。大人だけが学ぶのではなく、子供も学べるように小学校に手話クラブが設置されることを希望します。子供の時から自然に手話に触れたり、ろう者の方々と交流する機会があればいずれ大人になったときに手話が世の中に浸透していくのではないかと思います。</p> <p>次に、乳幼児教育相談についてですが、福岡県内のすべての聴覚特別支援学校に設置されることを希望します。早期の親子支援、特に親に対する支援が重要で赤ちゃんの時から手話でコミュニケーションが取れる環境を充実させていただきたいと思います。</p> <p>聞こえない子供を持つ親として「手話は言語である」ということを世の中の人達に知っていただきたいという思いと、少しでも手話を使える人が増えてほしいと思います。</p> <p>聞こえない子供を持つ親に対しての早期の親子支援が充実すれば、手話を覚えると同時に子供とのコミュニケーションが円滑に進むのではないかと思います。</p>	<p>御指摘の内容は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
47	学校における取組	<p>第13条(学校における手話の普及)に、学校教育で利用できる手引書の作成等の措置を講ずべき規定を加えることを希望します。</p> <p>県立学校における学校教育現場において、手話の普及に寄与するため「手引書」を発行して利用したり、必要なその他の措置を講じることができるようにするための規定を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>御指摘の内容は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
48	学校における取組	<p>13条と別個に、または、3項等として、学校(小学校、中学校、高等学校)で、聴覚に障がいがない者に対して、手話教育を取り入れる施策をとる条項の追加をするべきである。</p> <p>共生社会の実現(1条)には、手話の普及が必要であって、これは、障がい当事者が手話を使用できる機会を確保するだけでは、単なる情報保障の域を出ない。社会的な認知、一般への関心を高めるためには、教育現場で手話を学習する、知る機会を作っていくことが肝要であると考えます。今や小学校教育でも英語学習が取り入れられているが、同様の施策を(漸進的にであっても)とっていくべきである。このことが将来的な手話通訳者の確保にもつながっていく。</p> <p>13条の内容は否定しないが、これは、聴覚障がいのある児童等の権利保障の観点から定められている趣旨と考えられるため、第二章の中では異質なものとなっている。</p> <p>記載されている内容は「手話の普及」とは異なる。</p>	<p>現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程をおくことは困難です。</p>
49	学校における取組	<p>一般の小、中、高等学校において、手話を学ぶ時間、聴覚障がいについての知識を得る時間を年間一時間以上もつことを条例に組み込み、手話の普及が具体的に計画的に行われることを希望します。</p>	<p>現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程をおくことは困難です。</p>
50	学校における取組	<p>第12条、13条について、聴覚障がい特別支援学校に勤務する、または人事異動により勤務することになる教職員については一定程度的手話の取得が可能になるような配慮をお願いします。聴覚障がい特別支援学校に勤務を希望する教職員については一定程度的手話の取得を必須とするくらいの措置があってもいいのではないかと思います。人事異動にあたっては教員の構成上の必要(教科の定数など)で移動が必要な場合には、異動後に手話の取得の機会の保障(例えば勤務時間内での手話講習会参加など)もお願いします。また、大学や教員養成機関でも手話の取得が可能な措置を積極的に行っていただきたいと思います。</p> <p>条例案の前文にもあるように、過去のろう学校(当時)では手話はあたかも日陰者のように見られていました。私もその当時のろう学校に勤務していましたので、その実情は痛いほど体験しております。健聴者が聴覚障がい者とコミュニケーションをとるための手段というより、聴覚障がい者の言語である手話を健聴者が学ぶという意識にたって学校現場、手話で社会が認識されるように十分等値をお願いしたいのがコメント投稿の理由です。</p>	<p>聴覚特別支援学校では、教員の手話技術に応じた研修の実施により、児童生徒とのコミュニケーションや授業で必要となる手話技術の向上に努めています。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
51	学校における取組	<p>東京都手話言語条例より 乳幼児期から手話を獲得し、又は習得するための切れ目ない学習環境を整備すること。教員その他の手話の獲得又は習得を支援する者(以下この号において「教員等」という。)に対し、手話に関する理解を深め、手話を習得し、技能を向上させるための研修を実施するなど、手話に通じた教員等の確保のために必要な支援を行うこと。 手話を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等(保護者、祖父母、兄弟姉妹その他の生活を共にする者をいう。)に対し、手話に関する学習の機会を提供するとともに、教育に関する相談を受けるための環境を整備すること。 の文面を参考にいただければと思います。</p> <p>聴覚障がい児にとって手話が第一言語になります。第一言語をしっかりと獲得することで、読み書きの力や安定した精神発達につながります。そのためには、聴覚特別支援学校の教員の手話の技術を向上させるための場も必要です。また、特に大事である0～2歳までの乳児相談で聴覚障がい児の家族がロールモデルとなるろう者と関わることができるように、ろう者スタッフが常駐できるようにする必要があります。</p> <p>手話を獲得するのに一番早いのはろう者と関わることで、聴覚特別支援学校にろう教員とは別に、ろうスタッフが常駐することで、聴覚障がい児だけでなく、その家族、教員も手話を獲得することができ、さらには聴覚障がいに対する理解を深めることができます。</p> <p>欲を言えば、大阪府が取り組んでいる聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援者養成・派遣等に関する事業(こめっこ)のような事業を本県でも実施することで、より手話や聴覚障がいに対する県民の皆さんの理解が広まり、聴覚障がい児を育てる家族はより安心して子育てができ、御検討くださりますよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>本県条例では、第9条及び第14条において、乳幼児期から家族等とともに手話を獲得・習得する機会の確保と相談支援を規定し、第13条において、学校における手話の普及について規定しております。</p> <p>御指摘の点につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、聴覚特別支援学校においては、教員の手話技術に応じた研修の実施により、技術の向上に努めています。</p> <p>また、小中学校等に対しても、教員の手話習得のための支援を行ってまいりたいと考えています。</p>
52	学校における取組	<p>第13条(学校における手話の普及)について 職員研修や保護者などを対象とした研修会の開催機会が増え、教員の負担が増すのではないかと不安に感じる部分もあります。「様々な学校に聴覚障がいのある人(ろう者)や手話通訳者を派遣して、手話に直接触れる機会を提供する取組を通じて手話の理解・促進に努めること」このような内容も加えるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
53	学校における取組	<p>10条1項「県民が手話を学ぶ機会」→「県民が小・中学校等の義務教育段階から手話に触れ、手話を学ぶ機会」(理由)義務教育段階から全ての県民が手話に触れ、手話を学ぶ機会を得ることにより、飛躍的に手話の普及が進むとともに、将来的な手話通訳者の人材確保にも有効と考えるため。</p>	<p>現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程をおくことは困難です。</p>
54	その他	<p>県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資する… ↓ 個人ではなく、団体や法人も対象とする文言に変更してほしい。</p> <p>調査、研究は個人ではなく団体や法人で行うこともあるため。</p>	<p>「等」には、御指摘の団体や法人も含むこととしております。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
55	その他	<p>県および事業者は、手話通訳者の専門職性を認識し、ふさわしい待遇を保障する。</p> <p>を、追加してほしい。</p> <p>手話通訳はボランティアがするもの、という考え方が未だに残っているから。10年以上かけて勉強し、難関試験に合格して手話通訳士になっても、手話通訳として生活できる給与はなく、手話通訳以外の職に就かざるを得ないから。</p> <p>現在公的機関に設置されている手話通訳者は非正規雇用が多い。ろう者のためにと自分を犠牲にして働いている人が多いことを知ってほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、条例第12条に基づく手話通訳者の確保、養成等の取組の参考とさせていただきます。</p>
56	その他	<p>①10条2項「手話に対する理解」→「ろう者及び手話に対する理解」 (理由)単なる手話の理解ではなく、手話が使用されるための環境設定やろう者の手話獲得に関する背景等も理解しておく必要があるため。</p> <p>②11条2項「手話通訳者の派遣」→「手話通訳者の派遣・活用」 (理由)オンラインによるリモート手話通訳*活用拡大*の可能性を含めるため。</p>	<p>①「手話に対する理解」の文言に、手話を取り巻く環境や背景に対する理解も含むものと考えております。</p> <p>②11条2項(拠点に対する支援)は、施策として実施していくため条文としては不要と判断し削除しています。なお、御指摘のオンラインによる手話通訳(遠隔手話通訳)についても、啓発等を行ってまいります。</p>
57	その他	<p>手話言語条例が、鳥取県が2013年に全国はじめて制定されてから10年の間各地で制定されています。現在、福岡県では14市町村…。福岡市、北九州市など大都市が制定されていないことは何故?しかない。何人も等しく生活しやすくあるべき。</p> <p>聴覚障がい者にとってのコミュニケーションは第一言語である「手話」です。子どもが大人に成長していく過程において、コミュニケーションは大切なことです。ひとりでも多くの健聴者とコミュニケーションをとることのできる世間になるために「手話」を身近なものになるために、「手話言語条例」の制定は欠かせないと思っています。</p>	<p>御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
58	その他	<p>末尾文が「努めるものとする」となっているが、県が行うものとして書かれている部分なので、「整備する」「講ずる」「行うものとする」「講ずるものとする」に変更してほしい。</p> <p>「努めるものとする」が多用されていることに不安を感じる。せっかく条例が制定されてもいろんな理由で「努めているが…」ということになって現状は変わらないのではないかと。実効性のある文言にしてほしい。</p>	<p>御指摘の条項は基本的事項を定めたものであり、具体の事業は毎年度議会で審議されるものであるため、義務規定に馴染まないと考えています。</p> <p>県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めてまいりますので、ご理解ください。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
59	その他	<p>主体が県になっているもの、なり得るものについて、努力義務ではなく、義務とすべきである。 具体的には、9条、10条、12条、13条、15条、17条、18条</p> <p>4条、11条、14条、16条については、県の義務としての規定方法になっている一方、上記意見中に指摘した条項においては、努力義務となっており、その区分に合理的な理由が見出しがたいものがある。特に10条2項、12条、15条は意図が不明であって行政の責任放棄ととられるものである。</p>	<p>御指摘の条項は基本的事項を定めたものであり、具体の事業は毎年度議会で審議されるものであるため、義務規定に馴染まないと考えています。 県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めてまいりますので、ご理解ください。</p>
60	その他	<p>福岡県のYouTube番組などから手話通訳を付けた番組広報活動を行い、県民の皆さんが手話を目にする機会を増やしてほしいです(楽しいチャンネルがたくさんあるので、聞こえない方にも見て・知って・楽しんでほしいです！)</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
61	その他	<p>手話通訳者として活動しております。手話言語条例・手話言語法制定はろう者の長年の夢であり、嬉しく思います。条例ができることにより、どう変わっていくのか、分からない部分も多いですが、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい社会になれば良いと思います。 第15条の「事業者への必要な支援」とはどのようなものを想定しているのか疑問に思いました。また「環境の整備」という言葉も出てきますが、具体的には何を行うのでしょうか。</p> <p>事業者への必要な支援とは、金銭的な支援なのか、通訳者の派遣を行うのか分かりません。環境の整備というのは、全ての場所に手話通訳者がいるとかの意味でしょうか。手話通訳は雇用が少なく、雇用されても低賃金や非正規雇用などで不安定な職なので、この条例を機に手話への理解が深まれば良いです。 ありがとうございます、手話通訳の勉強の励みになります。がんばります。</p>	<p>事業者への支援とは、遠隔手話も含めた手話通訳の活用に関する情報提供などを想定しています。 なお、条例上、「手話を使用しやすい環境の整備」は、条例第9条以下に規定する、手話を学ぶ機会の確保や手話通訳者の確保養成などを総称したものです。</p>
62	手続、計画や会議の設置	<p>条例施行後における社会情勢等の変化、また手話と聴覚障害者を取り巻く環境の変化に応じた条例効果を検討するため、3～5年ごとの条例内容の見直し規定を附則に盛り込むことを希望します。</p> <p>東京都をはじめ、北海道・秋田県・神奈川県・三重県では3～5年ごとの見直し及び施行状況の検討を行うこととされています。新型コロナウイルス感染症が示すように、現時点では想定できない事象の発生時においても、なお本条例が効果を発揮できるようにするため、一定期間ごとの条例内容を再検討できる規定を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>条例については、社会情勢の変化等に即したものとされているか常に検証し、必要に応じ改正を提案します。</p>
63	手続、計画や会議の設置	<p>条例案そのものに対する意見の前に、意見書の提出について(5)の留意事項に「提出していただく御意見は、日本語に限りません。」とあります。ろうあ者が手話言語条例案について意見を言う場合には、ろうあ者の言語である手話でできるようにすべきです。</p> <p>1の目的に「本県では、ろう者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することのできる共生社会の実現に寄与するため、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念等を規定した「福岡県手話言語条例」について検討しており、以下のとおり、広く県民の皆様の御意見を募集します。」とあります。前文や目的、基本理念にあるような考えがあるのであれば、当然配慮すべき事項であると考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、配慮が不足しておりました。手話による意見提出についてはどのような対応すべきか検討してまいります。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
64	手続、計画や会議の設置	<p>この条例は、県民及び県行政を対象とした条例だと認識します。 前文では、これまでの手話ろう者の歴史を踏まえ、今後の取組みに向けての熱意を感じます。 基本理念も立派なものだと思います。 そこで、これらの素晴らしい条例を具体的に進めていく手段も明らかにしてほしいものです。実施計画や実施要項、年次計画や中長期計画などの具体的取り組みについて、予算措置も含めて定めて欲しいと思います。できれば、付則欄でも良いので、「実施計画はこれを別に定める」的なものを入れて欲しいです。</p> <p>条例案の第12、13、15、17、18条と後半になるにつれ「務める」と言う文言が使われおり、特に第18条の予算措置に関してまでもが「必要な財政上の措置を講ずるよう務める」とされている。予算が付かない条例など「絵に描いた餅」同然で、意味をなさなくなる可能性がある。 また、実施計画(何年までにこれとこれをやる等)と、それを執り行うための予算措置は必須のはずです。</p>	<p>条例第8条に、施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しており、御指摘を踏まえ、県障がい者基本計画に取組を盛り込むこと等を検討します。 また、予算については、毎年度の県議会の議決が必要であることから、条例の中で具体的に定めることは困難です。</p>
65	手続、計画や会議の設置	<p>○パブリックコメント募集方法について ①募集期間が短い ②提出を日本語に限定している</p> <p>○啓発委員会の設置について ③啓発検証委員会の設置</p> <p>①手話言語を母語にしている人にとって、日本語によるパブリックコメントの意味を理解する時間が短いため。 ②手話言語を母語にしている人にとって、意見を日本語で提出することは極めて難しいため。 ③条例の効果や状況を把握し、よりよい施策を進めることができるため。</p>	<p>①②御指摘のとおり、配慮が不足しておりました。手話による意見提出についてはどのような対応すべきか検討してまいります。</p> <p>③県障がい者施策審議会において検証を行うなど、どのような方法がありうるか検討してまいります。</p>
66	手続、計画や会議の設置	<p>条例の施行状況や条例に基づいた事業の実施状況を点検し、意見を出し合うための協議会を設置すべきで、そのための条文を加えること。</p> <p>条例は制定してから時間が経過すると、次第に休眠していくことが多い。 条例を後世にも活かしていくためには、県民目線での点検と意見具申は欠かせない。 そのための協議会設置を条例に書き込んでおく必要がある。 協議会は最低でも1年に1回開催し、開催時期は6月末にして、意見を次年度予算に反映できるようにする必要がある。 協議会の委員には、障がい当事者はもちろん、関係団体、ボランティア団体からも選任すべき。</p>	<p>県障がい者施策審議会において検証を行うなど、どのような方法がありうるか検討してまいります。</p>
67	手続、計画や会議の設置	<p>定期的に報告と見直しをする文言を入れていただきたい。</p> <p>条例の成果や課題を適宜確認し、見直しが必要なため。 多くの条文が「努めるものとする」とあるが、条例ができて何も変わらなかったら意味がないため。</p>	<p>条例については、社会情勢の変化等に即したものとなっているか常に検証し、必要に応じ改正を提案します。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
68	手続、計画や会議の設置	<p>手話言語条例のパブリックコメントは、日本語文章のみでのではなく、手話言語でも配信すべき。</p> <p>ろう者の「いのち」である手話言語に関する条例だから。 また文章だけでは十分に理解できないろう者も多いため。</p>	<p>御指摘のとおり、配慮が不足しておりました。手話による意見提出についてはどのような対応すべきか検討してまいります。</p>
69	手続、計画や会議の設置	<p>① 意見は日本語でしか受け付けてもらえないということは、聴覚障害者に対する合理的配慮がなされていないと感じる。当事者が自分の言語である手話で意見を述べる機会が与えられていないということになると思う。</p> <p>② 条例の内容が現状に合っているか？実効されているか？等を検討するため、3～5年毎に見直しをすることを附則に盛り込んでほしい。</p> <p>① 聴覚障害者に対する合理的配慮を怠らないでほしい。 ② 災害等で世の中の状況変化も考えられる。その時に合った条例かどうか検証するためにも、見直しをすることができるよう附則に盛り込んでほしい。</p>	<p>①御指摘のとおり、手話により意見を表明する機会の確保について、十分な検討、配慮が不足しておりました。県においても、どのような対応すべきか検討してまいります。</p> <p>②条例については、社会情勢の変化等に即したものとなっているか常に検証し、必要に応じ見直ししてまいります。</p>
70	手続、計画や会議の設置	<p>第9,10,7,12,13,13-2,15,17,18条の「努めるものとする」との文言を、それぞれ「講ずるものとする」「支援を行う」「整備を行うものとする」「配慮するものとする」「確保できるよう講ずるものとする」に変更する。</p> <p>「努めるものとする」では効果がない</p>	<p>御指摘の条項は基本的事項を定めたものであり、具体の事業は毎年度議会で審議されるものであるため、義務規定に馴染まないと考えています。</p> <p>県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めてまいりますので、ご理解ください。</p>
71	手続、計画や会議の設置	<p>第5条「努めるものとする」→「行うものとする」 第7条「配慮するよう努めるものとする」→「配慮するものとする」 第8条「推進するものとする」→「推進しなければならない」 第9条「確保するよう努めるものとする」→「確保するよう講ずるものとする」 第10条2「整備に努めるものとする」→「整備を行う」 第12条「支援に努めるものとする」→「支援を行う」 第13条及び13条の2「支援を講ずるよう努めるものとする」→「措置を講ずるものとする」 第15条「行うよう努めるものとする」→「行うものとする」 第17条、第18条「講ずるよう努めるものとする」→「講ずるものとする」</p> <p>手話言語条例の制定を、私たち手話の会会員は、手話を学び、聴覚障がい者とともに運動する立場にある者として心待ちにしているところです。全体的にはいろんなことが網羅され、嬉しく思うのですが、文末に「努めるものとする」が多様されていることが気になります。条例が制定されても、いそんな理由で、努めているが現状は変わらないということになるのではないかと懸念されます。特に、県がなすべき内容については、「講ずる」「整備する」等の文言に変更し、実効性のあるものとしていただくようお願いします。</p>	<p>御指摘の条項は基本的事項を定めたものであり、具体の事業は毎年度議会で審議されるものであるため、義務規定に馴染まないと考えています。</p> <p>県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めてまいりますので、ご理解ください。</p>

「福岡県手話言語条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No	項目	意見内容	意見に対する考え方
72	手続、計画や会議の設置	<p>神奈川県、埼玉県の条例と同様、手話推進計画(を規定) 県は、基本理念にのっとり、手話の普及などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及などに関する計画(以下「手話推進計画」という)を策定し、これを実施しなければならない。 2 県は、手話推進計画の策定または変更にあたっては県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。 附則 県は、この条例の日から起算して、3～5年を経過する毎に、この条例の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>埼玉県は、埼玉県内の手話言語条例情報を2年毎に必ずアンケートや報告できる場を設けているので、福岡県にも同様、実施できるようにしないと条例の意味がない。条例の効力を図るために、埼玉県と同様、実施できることを御願するもの。</p>	<p>条例第8条に、施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しており、御指摘を踏まえ、県障がい者基本計画に取組を盛り込むこと等を検討していきます。また、条例については、社会情勢の変化等に即したものであるか常に検証し、必要に応じ見直ししてまいります。</p>
73	手続、計画や会議の設置	<p>附則に「この条例は3年毎に見直すものとする」との文言を入れる。</p> <p>条例を施行してみて、実効性のあるものか見直す必要がある。当事者の意見を聞くこと。</p>	<p>条例については、社会情勢の変化等に即したものであるか常に検証し、必要に応じ改正を提案します。</p>
74	手続、計画や会議の設置	<p>附則に、見直しを3年または5年できるように追記を希望します。</p> <p>(附則追記について)実際に条例が施行されてどうだったかなど検証が必要です。</p>	<p>条例については、社会情勢の変化等に即したものであるか常に検証し、必要に応じ改正を提案します。</p>